

川合弘造弁護士ご報告「課徴金減免制度導入後の 10年の成果と今後の在り方」(コメント)

和久井理子

①課徴金減免制度の制度趣旨

「調査の端緒？」？

- ・・・問題の本質，制度設計の前提
- ・・・(事業者の情状を考慮して減免するものではないことは明らか，として)
- ・・・端緒情報(一欠片)でよいのか，真相解明の容易化か，容易かであればどこまで容易化することを求めるか

②自認の要否(1)

可能な解釈？（和久井スライドから）

「独禁法 7 条の 2 第 10-12 項④

（例・10項）「当該違反行為をした事業者のうち・・・公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告」等を行つた者

→本項では、申請を行つた事業者が行つた違反行為についての報告を求めている・・・」

②自認の要否(2)

- ・分かりにくいことは確か
- ・比較法的検討
 - ー 米国・英国「confess」
(英国ガイダンスでは明示的に自認を要求； 協力の一部との位置づけ)
 - ー EU2006年リニエンシー告示「カルテルへの参加を報告」
(cf EU2002年リニエンシー告示「証拠を提出」等→改正)
 - ー オーストラリア, NZ(例・次頁)も・・・
- ・趣旨との関係でどのような制度設計・運用をしたいのかの問題か
いずれにしても, 改正・FAQ等で方向性を明らかに

② 自認の要否(参考:例)

NZ競争当局 (Commerce Commission NZ)

Cartel Leniency Policy and Process Guidelines 3.06

(iii) The person admits that they participated in, or are participating in, conduct in respect of that cartel that may constitute a breach of section 27 or section 27 via section 30 of the Act.

The Commission does not consider that an applicant for conditional immunity is able to cooperate adequately if the applicant wishes to assert that the Act has not been breached. The applicant is required to provide a full admission to the Commission as to its involvement in a cartel.

③「気になる運用の扱い方」: 公正・衡平な取扱い

「課徴金減免申請の勧奨」?

→ 課徴金減免上の有利・不利を生じさせない運用

(情報提供要請)の必要性は, 質を考慮したり

様式2号・3号の提出があったとする基準(ハードル)を

高めたりする場合には, さらに重要に一

→ アドバイス(公取委による情報提供)か, 不当な差別(有利扱い)か...

→ 減免との関係では「同一事件内」調査対象事業者間の公平性確保 □